

反社会的勢力の排除

本ポリシーは日本に所在する事業体に適用され、またかかる事業体と UiPath との間の契約とともに読まれるべきものです。

1. **暴力団員等** 両当事者は、他方当事者に対して、自らが現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「**暴力団員等**」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - i. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ii. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - iii. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - iv. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - v. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. **違法行為** 両当事者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - i. 暴力的な要求行為
 - ii. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - iii. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - iv. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて他方当事者の信用を毀損し、又は他方当事者の業務を妨害する行為
 - v. その他前各号に準ずる行為
3. **特殊な解除** 当事者は、他方当事者が、暴力団員等若しくは第1条（暴力団員等）のいずれかに該当し、若しくは前条各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1条（暴力団員等）の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、他方当事者との取引を継続することが不適切であると考える場合には、何らの催告を要せずして本契約を解除することができるものとします。
4. **免責** 前条の規定（特殊な解除）の適用により、解除された当事者に損害が生じた場合にも、当該当事者は相手方当事者になんらの請求をしません。また、かかる解除をした当事者に損害が生じたときは、解除された当事者がその責任を負います。

このポリシーは英語で作成され、締結されます。このポリシーが他の言語に翻訳された場合であっても英語版のみが正文であり、他の言語による翻訳版に常に優先します。英語版はこちら (<https://www.uipath.com/legal/trust-and-security/compliance>) をご確認ください。

当社は、事前の書面による通知なしに、本ポリシー (<https://www.uipath.com>) を随時更新する

権利を留保します。

最終更新日：2020年6月4日。